

国歌「君が代」音楽成立に関する一考察

—エッカートの功績—

紙屋 信義

東海学院大学人間関係学部子ども発達学科

要 約

国旗国歌法が施行されて久しいが、国歌「君が代」は学校教育の現場、特に行事・式典においては違和感なく必ず歌われるようになってきている。また小学校学習指導要領でも国歌の指導を促している。しかし現在まで国歌の教育のあり方や議論は、あまり成されていない。また議論されたとしても、「君が代」の歌詞の問題が中心で、楽曲に関する認識は、あまり聞かない。国歌「君が代」楽曲成立に深く関わった F.エッカートに焦点をあて、「君が代」楽曲成立の過程を探る。国歌を作るように海軍省からの依頼にエッカートは見事に応えた。日本の雅楽の律音階の響きと西洋音楽を融合されるという、かなり困難な課題を見事に解決して生まれたのが現行の「君が代」であった。その意味でエッカートがいなければ、現在の国歌「君が代」は、決して生まれることはなかった。しかしエッカートは、国歌「君が代」の作曲者とはされず、名前すら忘れ去られようとしている。国歌「君が代」の音楽の美しさや魅力を後世にまで伝えていくことの使命を我々は担っている。今後の課題として、国歌「君が代」の教育について研究を深めていくことが大切である。

キーワード：F.エッカート、林広守、学習指導要領音楽、国歌教育、邦楽

1. はじめに

1999年「国旗及び国歌に関する法律」(1)が施行されて久しいが、現在、学校の入学式・卒業式等の行事において、「君が代」が歌われるのは、当たり前になっている。そう考えると音楽教育の中で一番広く歌われているのは「君が代」であると思われる。しかし「君が代」についての教育は、あまり表に出てこない。

法制化当時の首相は、「学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております」とし、さらに「学校におきまして、学習指導要領に基づき、国旗・国歌について児童生徒を指導すべき責務を負っており…」(2)としている。

果たして国歌を教える義務教育課程の教師は、どの程度「君が代」の歴史について理解し、児童生徒に対して教育しているのだろうか。これまでは、どうしても「君が代」というと、感情論で賛成・反対の議論を闘わせて、社会問題にもなってきた。

小学校音楽科のテキストにおいて国歌「君が代」は、以下のように解説している。

歌詞は延喜5(905)年に編纂された「古今和歌集」に「詠み人知らず」として収載されたものが文献としての初見とされており、11世紀初期に成立した藤原公任撰の「和漢朗詠集」にも収録されている。当初は冒頭部分が

「わがきみは～」であったが、平安時代末期ごろより「君が代は～」という形が流布されるようになり、その後謡曲などにも取り入れられ、現在に及んだという。

曲については、明治時代に薩摩藩士の大山巖らが琵琶歌「蓬莱山」にある「君が代」をイギリス公使館の軍楽長フェントンに示し、それをもとに彼が明治2(1869)年に作曲したものがある。しかし、この曲についてはその後改訂が上申された。

続いて宮内省雅楽課の林広守らによって現行の「君が代」がつくられ、海軍省雇教師エッカート(独)による編曲がなされ、明治13(1880)年11月3日の天長節にあたり宮中で初演された。

その後、明治26(1893)年に文部省告示「小学校用儀式唱歌用歌詞並楽譜」に示され、祝日大祭日の儀式で歌うこととされた。平成11(1999)年に法律で国歌となり現在に至っている。(3)

また現行の「小学校学習指導要領」第2章第6節「音楽」第3「指導計画の作成と内容の取扱い」1.(3)「国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。」(4)となっている。

「君が代」の歴史や成立については、歌詞についての解釈や解説が中心で、音楽の成立については、「林広守」作

曲とされてきた。また「君が代」の音楽成立に深く関わったドイツ人音楽家フランツ・エッカートの名前は、現在、不当に忘れられているのではないかと思う。

「君が代」楽曲の成立過程とエッカートの役割を検証し、国歌「君が代」の音楽成立に関する考察を論証したい。

2. 明治維新と音楽

プロイセンによるドイツ統一（ドイツ帝国成立、1871年）と明治維新（1868年、明治元年）は、ほぼ同じ時期に起きており、西欧近代化の範例として日本は、ドイツから軍事、法体系、政治、医学、哲学、文化など多分野で手本とした。

明治政府は近代国家を建設するため、1871年から1873年にかけて岩倉使節団を欧米に派遣した。この際、使節団はドイツにも立ち寄った。1873年（明治6年）3月にはドイツ首相ビスマルクに謁見している。

伊藤博文は大日本帝国憲法の作成にあたってベルリン大学の憲法学者 R.グナイストに師事し、歴史法学を研究している。1876年（明治9年）E.ベルツを初め、当時の東京帝国大学がヨーロッパから招聘した教員にはドイツ人が多く、哲学では夏目漱石の師である R.ケーベル、化学では G.ヴァグナーなどがある。また、ドイツの学術を取り入れることを目的とした獨逸学協会学校（現在、獨協大学）が設立された。

日本陸軍は特に普仏戦争以後はドイツ陸軍をモデルに装備し、戦略などの整備を進めた。日本を代表する文豪、森鷗外も軍医として陸軍に採用され、ドイツ軍医療体制の研究のためドイツに派遣され、その留学体験をもとに「舞姫」を執筆した。その他、日本国内では学術・技術言語としてドイツ語教育が重視され、多くのドイツ文献が日本へ流入した。

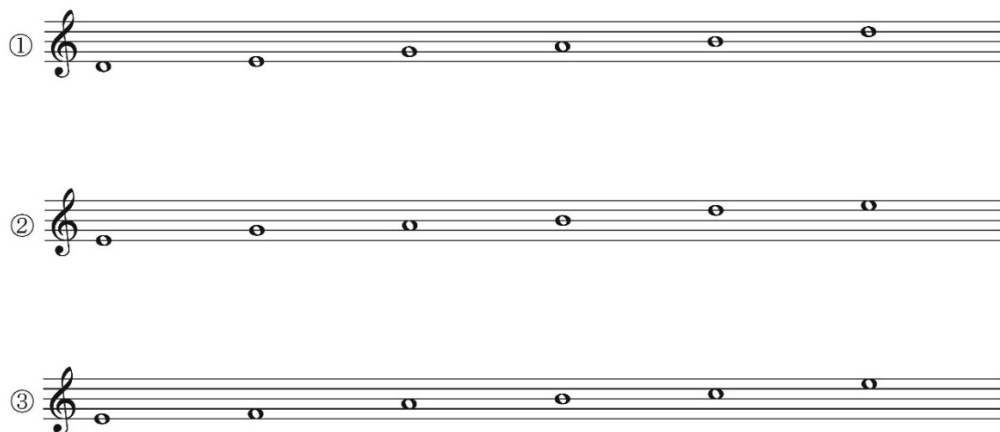
日独交流の拡大に伴い、ドイツ側にも日本研究への関心が高まった。1873年には在日ドイツ人交流組織も兼ねた研究団体として OAG ドイツ東洋文化研究協会(5)が東京に設立された。

音楽では、特にクラシックにおいてドイツと強い結びつきがあった。明治政府は、1872年（明治5年）学制を發布したが、この中には小中学校の音楽教育について「唱歌」「奏楽」とだけ規定され、具体的にはなんの研究準備もできていなかった。そこで1878年に伊沢修二と目賀田種太郎が、音楽教育に関する意見書を文部大輔に提出し、1879年に明治政府は音楽教育の調査と研究のため、「音楽取調掛」(6)（後の東京音楽学校）を開設し、伊沢が担当官（御用係）に着任した。伊沢は1880年から2年間、

合衆国から L.W.メーソンを招き、「小學唱歌集」を編纂し、西洋音楽の日本への移入を指導した。メーソンの後任は、暫くの間空席であったが、海軍軍楽隊教師として1879年より来日していたエッカートが1883年より指導を行うようになった。

明治初期、日本国内で聴くことができる西洋音楽は、せいぜい軍楽隊の演奏ぐらいであった。当然ながら欧米人も日本音楽について、まだほとんど知らなかった。現在、日本で歌われている音楽には、ドレミファソラシドというヨーロッパ生まれの長音階が当然のように思われているが、江戸時代までは、西洋式の楽譜もなく、全く別の音階で歌われていた。日本では、明治以降の唱歌、童謡、演歌などに多く見られる音楽は、長調のファとシを音を除いた「ヨナ抜き音階」（五音音階、ペントニック）だけでなく、①雅楽の「律音階」、②「民謡音階」（陽音階）、③江戸時代の邦楽に多く見られる「都節音階」（陰音階）の3種も用いられていた。しかも一つ一つの音高が微妙に揺れているので、西洋音楽を聴いた日本人のカルチャーショックの大きさは、はかり知れない。

譜例 1



明治維新に、欧米から西洋音楽と「お雇い外国人」である音楽家が流入してきた。それは近代化を目指した当時の明治政府にとって、音楽は教育の問題である以上に、むしろ欧米化のための必須科目でもあったことがわかる。西洋音楽を「文化」に持つヨーロッパと、「教養」として取り入れた日本の立場の違いが、ここでも顕著に表れている。

3. 「君が代」楽曲の成立過程

「君が代」ができた過程については諸説あるが、現在では、以下のような事情が定説となっている。

明治2年7月英国王子エジンバラ公が来朝し、7月28日（新暦9月4日）天皇陛下に謁見された。これに先立

って横浜に駐在していた英国陸軍第10連隊軍楽隊から、当時、英国国歌“God Save the Queen”と共に奏すべき日本国の国歌の楽譜の提示を求められた。当時我が国には、まだ国歌は無かったので、接伴使（儀典官）原田宗助、通訳（官）乙骨太郎乙は、軍務官に報告し、指示を仰いだ。これに対し下りてきたのは「宜きに計らえ」であった。当時、明治新政府は誰一人、諸外国に国歌が存在し、外交儀礼上不可欠であることを知らなかった。原田、乙骨の二人は、英国軍楽隊長 J.W.フェントンからの申し出もあり、早速「君が代」の歌詞を提示してフェントンに作曲させた。この初代国歌「君が代」は明治3年9月8日、越中島での観兵式に天皇陛下臨御の際、薩摩藩軍楽隊によって演奏された。(7)

譜例 2 フェントン版「君が代」

き み が よ は ち よ に

や ち よ に さ ざ れ

い し の いは ほ と な り

て こけ の む ー す ま で

明治維新による国際社会への参入に伴い、外交儀礼上「国歌」の必要性に直面し、急遽作成したものであることがわかる。「君が代」フェントン版は、応急的に作られたもので、日本人の心に響く作品にはならなかった。それは大きく以下の2つの理由が考えられる。なおこの論文の主旨から国歌の歌詞選定の事情については省略する。

- ① フェントンが日本語を十分に理解できず、歌詞の音節の乗せ方が不自然で、メロディーと歌詞が合っていないこと。
- ② 使用音階が西洋の長音階で、ファンファーレ的な音楽は、当時の日本人には、かなり抵抗があったこと。

明治9(1876)年、海軍音楽長中村祐康は「天皇陛下ヲ祝スル楽譜改訂之儀上申書」を海軍省に提出した。(中略)国歌改定計画による海軍省からの依頼に対し、宮内省から「伶人林広守撰」として伶人(楽人)奥好義の作った旋律の雅楽式墨譜と洋式五線譜が提供され、これに基づいてエッカートが吹奏楽譜を構成し、新国歌「君が代」を完成させた。(8)

上記の通説の詳細について、以下の三説が考えられる。

- ① 海軍省からの依頼に対し、一等伶人林広守は、伶人たちに旋律を作らせ、奥好義作を選んで海軍省に提出した。
- ② 林広守は、以前「保育唱歌」として作らせた曲の中で、奥好義作の旋律が優れていたため海軍省へ提出した。
- ③ エッカートが、作者名を知らぬまま複数の旋律から奥好義作を選んだ。

明治13(1880)年10月25日、海軍軍楽隊において関係者参集の基に試奏され「緩急其度ヲ得、上下音節ニ適ヒ、全ク善良無暇ノモノ」として最終決定を見た。主な参集者は、宮内省伶人芝葛鎮、同林広守、海軍から中村祐康軍楽長及びエッカート、陸軍軍楽長四元義豊であった。

(中略)エッカートによって書かれた楽譜を別紙として添付した軍務局長上申書「陛下奉祝ノ楽譜改正相成度之儀ニ付上申」は明治13年10月26日付で施行され、11月3日の天長節での奏楽の冒頭に御前演奏された。(9)

これが「君が代」の成立過程であるが、上記の「雅楽式墨譜と洋式五線譜が提供され～」は、当時の状況から考えて西洋音楽は、まだ知られておらず、雅楽の人間が五線譜を書くことは、かなり難しくエッカートが五線譜にしたことが推測される。

4. 「君が代」楽曲成立に関わった人物

3章において楽曲の成立過程を見てきたが、それに直接関わった人物の経歴は以下の通りである。

(1) 林広守(1831-1896)

幕末・明治前期の雅楽演奏者で笙の名手。幼名は榮之助、初名は廣金。日本の国歌である「君が代」の作曲者とされている。元来「廣守」であるが、1999年「国旗及び国歌に関する法律」では、「林広守 作曲」とされているので「広守」と表記する。

天保2年(1831年)11月25日、大坂天王寺の楽人・林廣倫の三男として摂津国東成郡(現・大阪市)に生まれる。後に同族の楽人・林廣就の養子となる。林家は元々飛鳥時代に活躍した秦河勝の三男の末裔であるとされ、代々四天王寺に仕えて雅楽を演奏する家であった。戦国時代末期に応仁の乱で断絶した朝廷の雅楽の再興を志した正親町天皇によって四天王寺から召し出された林廣康が、その事業に多大な貢献をしたということで代々朝廷に仕えるようになった。廣康の子孫・林廣済は舞の達人として仁孝天皇の寵愛を受けて正四位上を与えられており、広守は幼少より廣済とその息子で養父の廣就から雅楽を学んだ。天保12年(1841年)、11歳の若さで朝廷に出仕して正六位下左兵衛権少尉に任じられる。3年後には朝廷の楽人の試験に合格し、安政2年(1855年)には従五位下に任じられて名前を広守と改めた。2年後には筑前守に任じられている。慶応元年(1865年)、正五位下に叙せられた廣守は朝廷楽人の中でも最高の試験である上芸の試験を満点で及第する。これは長い雅楽寮の歴史の中でも5人目という快挙であった。

明治2年(1869年)、明治天皇の東京行幸とともに東京へ移動することを命じられ、宮内省雅楽局(後の雅楽部、現在の宮内庁楽部)に配属された。明治8年(1875年)、政府の命令によって西洋音楽の学習を命じられ、以後西洋音楽の理論と雅楽の融合に努める。明治13年(1880年)、楽人を代表して国歌制定委員となり、同年10月に現在の「君が代」の楽譜案を提出し、同年の11月3日の天長節において初めて演奏を行った。その功績によって位階制度復活後に正八位に叙せられる。明治21年(1888年)に雅楽部副長に任命され、明治25年(1892年)に従七位となる。翌年、退官した後は後進の教育に力を注いだ。特に明治維新後に廃絶寸前であった笙の復興に与るところが大きかったといわれている。明治29年(1896年)4月5日の死去に際して正七位に叙せられた。近代以後の雅楽の大半は彼の系統に属するが、彼が最も期待を寄せていた長男の林廣季は父の仕事を引き継いだものの、父の死からわずか2年後に急死している。(10)

(2). 奥好義 (1857-1933)

明治・大正・昭和時代の雅楽師、作曲家。安政5年(1858年)9月22日、京都生まれ。1870年東上、宮内省雅楽局で雅楽を演奏し、また西洋音楽を教習した。複数の「君が代」の中で、奥の作曲が祝日大祭日唱歌に選ばれた。ただし官報発表は「林広守撰」となっている。

雅楽の家系、元天王寺楽家秦姓林氏の一族。宮内省雅楽局の設置に伴い、明治3年(1870年)義父・行業とともに上京し、その伶人となる。専門は笛。雅楽演奏の傍ら、山井景順、芝葛鎮らとともに洋楽の伝習を命ぜられ、フェントンに吹奏楽を学んだ。1912年西洋管絃楽協会(洋楽協会)が発足すると西洋の管絃楽の研究に取りかかり、翌年上真行らとともに第1回伝習生として音楽取調掛に入り、メーソンについてピアノ、和声、管絃楽、唱歌などを修めた。同掛では音律の研究や唱歌の選曲にも当たった他、メーソンとともに音楽教育のため東京師範学校、東京女子師範学校、学習院などに出向した。1914年文部省御用掛を兼務。同年宮中の御陪食で初めて管絃楽が演奏された際にはフルート奏者として参加した。17年音楽取調掛教員。1919年共立女子職業学校(共立女子学園)設立発起人の一人として創設に参画した。1923年女子高等師範助教諭を経て、1925年助教授。1927年より高等師範学校附属音楽学校の講師となり、唱歌と作曲を講じた。一方、洋楽の書法を身につけた明治を代表する作曲家としても活躍し、唱歌「浜之真砂」「金剛石」「天長節」「舟あそび」「岩間の清水」「新年」「かざしの桜」「地理唱歌 汽車の旅」「鳥おどしの歌」「世界万国」などを作曲。特に山田源一郎の編集した「大捷軍歌第三編」に収録された「勇敢なる水兵」は軍歌の名曲として人口に膾炙している。

国歌「君が代」については、雅楽局の四等伶人だった1912年雅楽稽古所で宿直中に作曲したものであるといわれており、それまで使用されていたフェントン作の「君が代」の曲に取って代わった。公的には一等伶人の林広守の名で発表され、1999年「国旗及び国歌に関する法律」まで、それが浸透していた。一説には楽隊長まで務めたフェントンの曲が、若い楽人の作品に差し替えられたのでは公的な問題が生ずる恐れがあると判断した林広守の配慮によるともいわれている。現在は、奥好義一人の作曲であるという説が有力である。1936年より酒田高等女学校に赴任。1922年東京音楽学校邦楽調査掛嘱託。(11)

(3). J.W. フェントン (1831-1890)

アイルランド、コーク州キンセール生まれ、イギリス軍楽隊員。「君が代」の最初の版を作曲し、また日本最初の

吹奏楽団である薩摩バンドを指導した。13歳で少年鼓手兵としてイギリス陸軍に入った。1864年、第10連隊第1大隊軍楽隊長。1868年、同大隊は横浜のイギリス大使館護衛部隊となった。1869年9月頃から日本で初めての吹奏楽として、横浜本牧山妙香寺で薩摩藩の青年を指導した。

1869(明治2)年、ヴィクトリア女王次男エディンバラ公アルフレッドの来日のとき、儀式式典での国歌吹奏を提唱したが、当時の日本に国歌の概念はなかった。1870年、薩摩軍の大山巖らは「君が代」の歌詞を選び、フェントン作曲を依頼した。フェントン版「君が代」は、当時日本にあった鼓笛隊でも演奏が出来るよう作曲された。しかしエディンバラ公が日本の地を踏んだとき、両国の国歌吹奏が行われたかどうかは不明である。1870年9月に東京の深川越中島においてフェントン版「君が代」が明治天皇の前で薩摩バンドにより初演された。1871年、妻アニー・マリアが没し、横浜外人墓地に埋葬された。同年イギリス海軍を退役し、兵部省(後、海軍省)水兵本部雇となった。

フェントン版「君が代」は、日本語の音節と一致せず、長音階で奇異に聴こえるといった評価から、中村祐庸に批判された。一方、陸軍では海軍と分けられた後は、フェントン版「君が代」を使わず、敬礼ラップ曲「陣営」を礼式曲として用いた。フェントン版「君が代」(譜例2)は、1876(明治9)年の天長節まで演奏されたが、その後は廃止された。

1874年から1877年まで、宮内省雇教師をつとめた。1877年にアメリカ人女性ジェーン・ピルキンソンと再婚し、イギリスに帰国した。その後、1884年に渡米して、カリフォルニア州サンタクルーズに移住し、1890年4月28日に死去した。(12)

(4). F. エッカート (1852-1916)

プロイセンの軍楽家で作曲家。19世紀後半から20世紀初頭にかけて、日本や朝鮮半島で活動した。「君が代」をアレンジしたことや、「大韓帝国愛国歌」を作曲したことで知られる。専攻はオーボエであるとされる。

プロイセン王国ニーダーシュレージエン地方ノイローデ(現在ポーランド)でドイツ語を母語とするカトリックの家系に生まれ、ブレスラウとドレスデンの音楽学校に学んだ。その後、軍楽隊でオーボエ奏者として活動する。

1879年、エッカート27歳のときに、日本で音楽教師として招聘された。1880年、奥好義・林広守作曲、林広守撰定「君が代」に伴奏、和声を付けたとされる。以後、

日本を離れるまで海軍軍楽隊、音楽取調掛、宮内省式部職、陸軍戸山学校など西洋音楽教育機関で関わった。1897年、英照皇太后（大喪の礼）のために「哀の極」を作曲した。海軍は明治初年の創設以来英国式の軍制であったが、音楽は、当初のフェントンによる英国軍楽隊方式から、エッカートの着任以来、ドイツ式の理論や教育が浸透した。

1899年、帰国後、故郷では仕事を得られなかったため再びアジアでの活動を希望して朝鮮半島に渡り、李王朝の音楽教師となる。大韓帝国の軍楽隊の基礎を築くが、日韓併合後は、民間吹奏楽の指導者として西洋音楽の普及に貢献した。京城（現ソウル）で死去した。墓所は現在も

ソウル市内にある。(13)

5. 国歌「君が代」楽曲成立の考察

1999年「国旗及び国歌に関する法律」において国歌「君が代」の作曲者は、林広守とされたが、本当に彼が作曲したのだろうか。その問題を考える前に、エッカートについて補足したい。

1880年頃エッカートは、端唄「春雨」の歌詞をドイツ語に訳し、楽曲を五線譜（譜例3）に書き換えている。

譜例3 端唄「春雨」エッカート編

The image displays a musical score for the song 'Spring Rain' (端唄「春雨」) as adapted by Eckart. It consists of four systems of music, each with a vocal line (SINGSTIMME) and a piano accompaniment line (SAMISEN). The score is written in G major (one flat) and 2/4 time. The lyrics are in German, representing a translation of the original Japanese lyrics. The lyrics across the systems are: 'Ila - ru - sa - me ni', 'shi po - ri ru - ru - ru u - gu', '- i - su oo ha - ka - ze ni - i ni - i', and '- o u - me ga ka no'.

Fruehlingsregen

Wie lieblich ist es, wenn der vom Fruehlingsregen durchnaesste Pflingstvogel mit der Pflaumenbluethe taendelt, deren Duft sich durch den Schlag der Fluegel ververbreitet!

Ist es auch nur ein Voegelchen, hat es doch den sehnsuechtigen Wunsch, eine bestimmte Ruhestatt zu haben. Ich bin der Pflingstvogel, du bist die Pflaume.

Wenn ich in Baelde meinem Herren folgen kann, ist es dann nicht, Wie bei der Oshukubai?

(d.h. der Pflaume, auf der der Pflingstvogel wohnt).

Alles ist gleich. (14)

このエッカートのドイツ語訳を見てわかるように、彼の日本語理解能力は、かなり長けていたと考えられる。また一つ一つの音が微妙に揺れている邦楽を、五線譜に書き取ることは、とても困難である。しかし、それを難なくやっている彼の音楽スキルは、相当だったと考えることができる。

Die japanische Nationalhymne

Vor einiger Zeit wurde ich vom Marine-Ministerium aufgefordert, eine Nationalhymne zu componieren, da eine vom Staate angenommene nicht existire. Auf mein Verlangen wurden mir mehrere japanische Melodien vorgelegt, von welchen ich die im folgenden mitgetheilte waelhte, harmonisirte und fuer europaeische Instrumente arrangierte. Von der Mittheilung der Instrumentation in diesen Heften glaube ich absteihn zu muessen und gebe daher nur die Originalmelodie. (15)

このエッカートが記した文章からわかることは、次の通りである。

- ① 少なくとも最初は海軍省から作曲を依頼されており、アレンジを依頼されたのではない。；“componieren”
- ② 国が定めた国歌が無いので、彼は作曲を依頼された。；“Marine-Ministerium aufgefordert”
- ③ エッカートの依頼で、いくつかの日本の旋律が、彼の元に届けられた。；“mir mehrere japanische Melodien vorgelegt”
- ④ エッカートが、ある旋律を選び和声付けを行い、西洋音楽の楽器向けにアレンジした。；“harmonisirte

und fuer europaeische Instrumente arrangierte”

- ⑤ 彼が選んだ旋律は、現在の「君が代」の旋律である。；“Originalmelodie”

不明な点は、次の通りである。

- ① 作曲を依頼されたのに、なぜアレンジも提出したのか。
- ② 何曲、彼の元に日本の旋律が届けられたか。
- ③ 彼が選んだ旋律は、誰が書いたものかをエッカートは知っていたか。

これまでの話を総合すると、エッカートの元に届けられた「君が代」旋律の作者は、明らかに奥好義であることは間違いない。しかし奥好義の立場では国歌「君が代」の作者としては格が下がる。そこで国歌選定に関わった林広守の名前で「君が代」の作曲者として定着した。それは1999年の法律が制定されるまで「奥好義作」「林広守撰」と長年されてきたことからわかる。

エッカートは、奥好義の旋律を元に現在の国歌「君が代」を完成させたと考えられる。残念ながら、オリジナルの旋律が残っていないので、彼がどの程度「君が代」のフレーズを使用したかはわからない。つまりエッカートの「君が代」作曲の過程は不明である。

「君が代」総譜の表紙は、1888年、国歌ができたことを知らせるために海軍省が欧米列強に送付したもので、初版「君が代」になる。その楽譜には“JAPANISCHE HYMNE von F.ECKERT”「大日本禮式」と記されており、「君が代」の作者がエッカートであったことも考えられるが立証できない。そう考えると国歌「君が代」作曲者は、エッカートであると言う人たちの主張も理解できる。しかし「君が代」の歴史の中で、彼の名前はアレンジ者とされ、現在では名前すら残っていない。初版楽譜がエッカート作曲であったかもしれないのに、なぜ「君が代」の歴史の中で、エッカートの名前が忘れられていったのか。

譜例4 「君が代」表紙(16)



それは「君が代」を使う側、つまり日本政府にとって、外国人であるエックカート作の「君が代」を国歌として歌い、愛好することに抵抗があったことが考えられる。したがって由緒ある日本人の作った国歌「君が代」の存在が不可欠であり、それが日本の品格にも関わるといった心理的な影響が、国歌「君が代」林広守作曲にすることが必要で、エックカートの存在を消し去った主な理由と考えられる。

現在のエックカート編曲「君が代」の彼がアレンジしたとされる楽譜を見てもわかるように、国歌を作るように海軍省からの依頼にエックカートは見事に応えた。それは日本の雅楽の律音階の響きと西洋音楽を融合されるという、かなり困難な課題を見事に解決して生まれたのが「君が代」であった。その意味でエックカートがいなければ、現在の国歌「君が代」は、決して生まれることはなかったと思

われる。しかしエックカートは、国歌「君が代」の作曲者とはされず、名前すら忘れ去られようとしている。

それは国歌「君が代」が日本人にとって、かけがえのないものであり、なくてはならない歌になっていったことを裏付けているのかもしれないと思う。

譜例5 エッカート版「君が代」

きみがーよーはちよにーやちよにさざれ

いしのいわおとなりてこけのむーすーまーで

6. おわりに

国歌「君が代」楽曲の成立過程を考察してきたが、歌詞と異なり、楽曲の成立は、それほど古くはなく、国際社会の一員となろうとした当時の日本には、まだ国歌が無かった。当時いくつかの「君が代」が作られたが、現在までに生き残ったのがエッカートによるバージョンである。つまり明治政府が国家の威信を掛けて対外的に必要に駆られて急遽、国歌を作らせたことがわかる。

「君が代」の歴史の中で、日本人、外国人を問わず多くの人が国歌「君が代」成立に関わり奔走した。その中でエッカートの果たした役割は大きい。これほど国歌「君が代」成立に深く関わったエッカートの名前が、現在では不当に忘れ去られていると思われる。

現在では、エッカートを国歌「君が代」の作者であることは、法律や定説から見ても認められていない。しかし、この研究で取り上げたように、少なくともエッカート自身が「作曲を依頼されており」、公にはエッカートがアレンジしたことは定説として認められている。つまりエッカートがいなければ、現在の「君が代」は決して生まれていなかったことがわかる。

当時の日本国民が違和感なく歌うことができ、欧米列強から国歌として認知してもらえらという難題を見事に解決した曲を作ったのがエッカートであったと思う。それは日本伝統の雅楽の律音階の響きを残し、西洋音階の和声の響きを巧みに取り入れ、日本音楽と西洋音楽を融合させた、当時としては画期的な解決策で「君が代」の楽曲を完成させた。

先のフェントン版「君が代」と聴き比べても、エッカー

トの類稀なる美しい「君が代」は、当時の日本人だけでなく、多くの人々の心を捉えたに違いない。エッカート版国歌「君が代」は、現在の日本にも通じる音楽の魅力を大いに味わうことができると考えられる。

この研究を通して、国歌「君が代」の作曲が誰かの議論を越えた音楽の美しさや魅力を後世にまで伝えていくことの使命を改めて知らされた。今後の課題として、国歌「君が代」の教育について議論を深めていくことが大切である。この研究は、エッカートの記録を基にしたものであり、依頼主である海軍省の資料は、探すことができなかった。エッカート側だけでなく、依頼主側から検証できるよう、更なる研究を深めていきたい。

注および参考文献

(1) 国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）の詳細は、内閣府 HP 参照。

<http://www8.cao.go.jp/chosei/kokkikokka/kokkikokka.html>

(2) 内閣総理大臣の談話（平成11年8月9日）の詳細は、同上 HP 参照。

<http://www8.cao.go.jp/chosei/kokkikokka/kokkikokka.html>

(3) 小学校音楽教科書における国歌の一般的解釈は、以下を参照。初等科音楽教育研究会編「最新初等科音楽

教育法（改訂版）音楽之友社 2012 年、p.184 参照。

(4) 小学校学習指導要領音楽の詳細は、文部科学省 HP 参照。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail

(5) OAG の詳細は、HP 参照。 <http://www.oag.jp/jp/>

(6) 音楽取調掛についての詳細は、平田公子「音楽取調掛の日本音楽観」福島大学人間発達文化学類論集 2012 年、pp.35-44 参照。

(7)(8)(9) 定説についての詳細は、水谷弘「国歌「君が代」の歴史」キングレコード 2000 年「君が代のすべて」KICG3074 解説、pp.23-31 参照。

(10) 林廣守の表記は、法律および現在の慣習で「広守」に統一する。彼の詳細は、以下の HP 参照。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9E%97%E5%BB%A3%E5%AE%88>

(11) 奥好義の詳細は、以下の HP 参照。

<https://kotobank.jp/word/%E5%A5%A5+%E5%A5%BD>

[%E7%BE%A9-1641328](https://www.oag.jp/jp/digitale-bibliothek/djvu/844/925/)

(12) フェントンの詳細は、以下の HP 参照。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B8>

(13) 日本では長年「エッケルト」と呼ばれてきたが、ドイツ語発音では「エッカート」なので、それに統一する。彼の詳細は以下の HP 参照。

<https://www.oag.jp/jp/digitale-bibliothek/djvu/844/925/>

(14) エッカートの文章および楽譜は、以下を参照。

Franz Eckert, “Japanische Lieder”, In: *Mitteilungen der OAG, Band II (1876-1880), Heft 20, S.423-428*

(15) Franz Eckert, “Die Japanische Nationalhymne”, In: *Mitteilungen der OAG, Band III (1880-1884), Heft 23, S.131*

(16)

https://search.yahoo.co.jp/image/search;_ylt=A2RCD087S0dZbSsAORGU3uV7?p

An inquiry into the compositional process of the national anthem of Japan "Kimigayo"

—With reference to the contribution of Franz Eckert from Germany—

KAMIYA, Nobuyoshi

Abstract

A law about a national flag and a national anthem is carried out, and long time has passed. A national anthem "Kimigayo" isn't incongruous and is sung certainly in an event and a ceremony in particular at a scholastic site. Guidance of a national anthem is being also suggested in elementary school curriculum guidelines. But almost no educational state of the national anthem and argument were done by present. Even if I compare and am argued, a problem of lyrics of "Kimigayo" hears almost no recognition to music at the center. So F which concerned formation of music of a national anthem "Kimigayo" deeply. I look for the process of the formation of music of "Kimigayo" mainly by Eckert. Eckert met excellently to request from Ministry of the Navy so that a national anthem might be written. The ring by which that's a law scale of Japanese court music of Japan and Western music, the quite difficult problem which fuses was settled excellently. And the "Kimigayo" by which it's present that I was born came. When Eckert wasn't here, the present national anthem "Kimigayo" was decided, and I wasn't born. But Eckert isn't made a composer of a national anthem "Kimigayo", and the name is going to be forgot. We carry importance of even telling musical beauty and charm of a national anthem "Kimigayo" in posterity. I'd like also to confirm the importance of deepening argument about education of a national anthem "Kimigayo" as future's problem.

Keyword : F. Eckert, Hiromori Hayashi, curriculum guidelines music, national anthem education, Japanese music